

総務省

Ministry of
Internal Affairs
and Communications



July
2011
Vol.127

7月号

特集

アナログ放送が 終了します!

2011年7月24日
地デジ化完了*

※岩手、宮城、福島の3県を除く。

| MIC FOCUS |

信書の正しい送り方

地方のかがやき

コミュニティの絆で地域再生!

「炭鉱のまち」から「有明一の快適都市」へ

熊本県 荒尾市

定住自立圏構想

総務省

CONTENTS

3 ニッポンの今を知る
「定住自立圏構想」

4 特集
アナログ放送が終了します!

8 ■ MIC FOCUS
信書の正しい送り方

12 ■ MIC NEWS
ご存知ですか? 恩給のこと
-恩給は、日本最初の年金制度です-

14 平成23年度行政評価等
プログラムを決定しました!

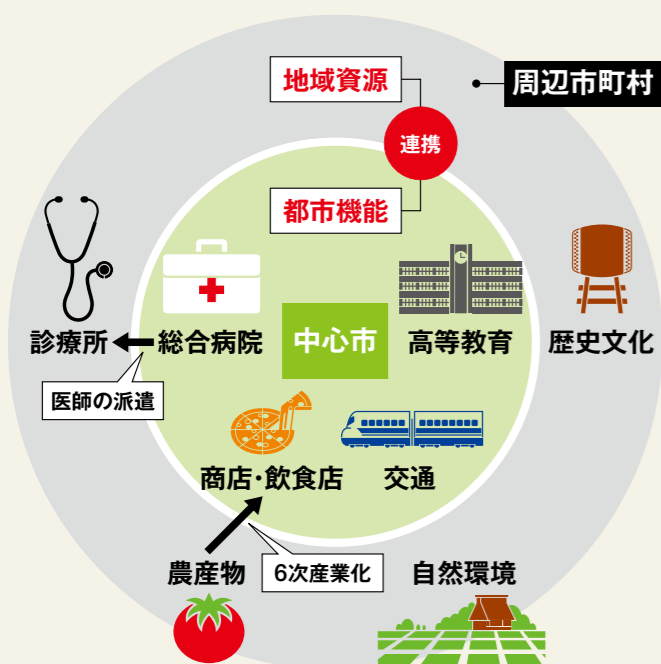
16 平成23年度情報通信月間
~デジタルと光がむすぶ、みんなのきずな~
全国各地で開催された
情報通信月間のイベントを紹介します

18 「e-ネットキャラバン」のご紹介
インターネットや携帯電話の
正しい知識を学びましょう!

20 地方のかがやき
コミュニティの絆で地域再生!
「炭鉱のまち」から「有明一の快適都市」へ
熊本県 荒尾市



定住自立圏構想イメージ図

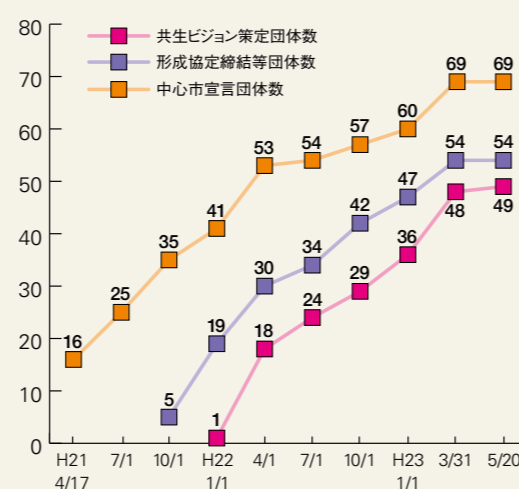


定住自立圏構想とは?
日本では今後、総人口が減少し、また少子化・高齢化が進行していくと見込まれています。三大都市圏でも同様に人口減少が予想されていますが、特に地方においては、大幅な人口減少と急速な少子化・高齢化が見込まれています。
このような状況を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にも

定住自立圏の形成手続
中心市の要件は、人口5万人程度以上（少くとも4万人超）で、昼夜間人口比率が1以上の三大都市圏以外の市となつています。この要件を満たす中心市が、周辺の市町村と連携する意思や地域全体のマネジメントに中心的な役割を果たす意思などを公表して「中心市宣言」を行うことにより、定住自立圏の形成手続が開始されます。
中心市がその後、周辺の市町村と議論して、どのような政策分野で連携・役割分担し、どのようにに負担していくのかを定めた「定住自立圏形成協定」を1対1で締結することにより、定住自立圏が形成されます。

定住自立圏が形成されると、中心市が、具体的にどのように生活に必要な機能を確保・整備していくかについて「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、ビジョンに基づく取組が各定住自立圏で実施されていきます。中心市と周辺市町村がそれぞれの有する魅力的な地

定住自立圏の取組状況



(出典:総務省調べより)

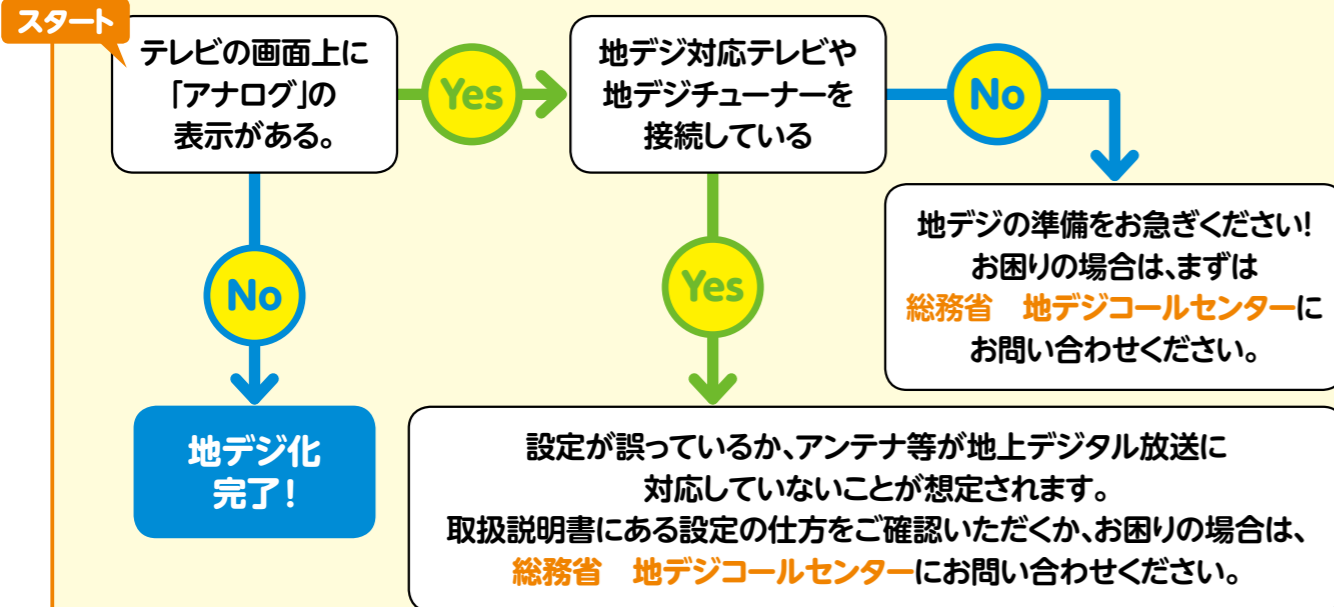
全国における取組状況

定住自立圏構想は、平成21年4月から全国展開が始まり、着実に進展してきています。中心市要件を客観的に満たす団体は全国に243団体ありますが、平成23年5月20日現在、中心市宣言を行った団体は69団体、定住自立圏形成協定を締結した圏域は54圏域、定住自立圏共生ビジョンを策定した団体は49団体となっています。今後、全国各地で定住自立圏構想への取組が進み、魅力あふれる地域が形成されていくことが期待されます。



あなたのテレビは地デジ化できてる!? 地デジ化診断チャート!

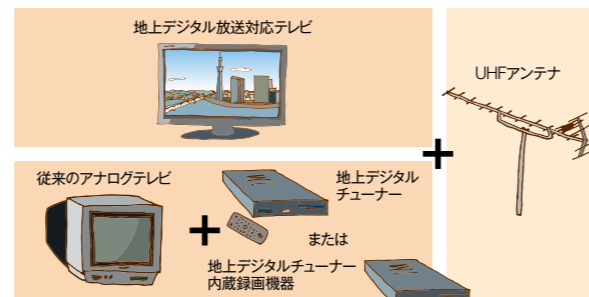
7月24日、アナログ放送が終了すると、地デジに対応できていないテレビは映らなくなってしまいます。あなたのテレビが地デジに対応できているかどうか、この診断チャートでチェックしてみましょう。



地デジ化に必要なものは?

地上デジタル放送を視聴するためには、地デジ対応受信機とUHFアンテナが必要となります。受信機は、地デジ対応テレビに取り替えるか、または、現在ご使用のアナログテレビに地デジ対応チューナーもしくは地デジチューナー内蔵録画機器を取り付ける方法があります。

※ ケーブルテレビにより視聴する方法もあります。ケーブルテレビでの受信方法については、各ケーブルテレビ事業者にお問い合わせください。



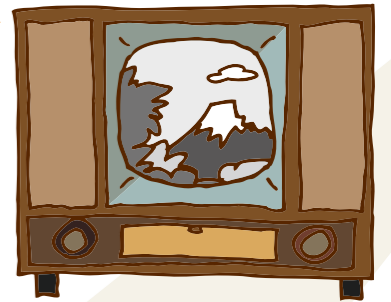
テレビ放送の歴史

- おもなできごと
- 1939 ● テレビの実験放送に成功
 - 1953 ● NHKがテレビの本放送を開始
 - 1958 ● 日本初の民放テレビ、日本テレビ開局
 - 1958 ● テレビ受信契約数100万件突破
 - 東京タワー（電波塔）完成
 - 1959 ● NHK教育テレビ放送開始
 - 1960 ● カラーテレビの本放送開始
 - 1968 ● 民放UHF局が開局
 - 1982 ● 音声多重放送を開始
 - 1985 ● 文字放送を開始
 - 1989 ● NHK衛星放送本放送を開始 (BS1、BS2)
 - 1994 ● ハイビジョンの試験放送開始
 - 2000 ● BSデジタル放送開始
 - 2003 ● 東京、大阪、名古屋の3大都市圏で地上デジタル放送開始
 - 2006 ● ワンセグ放送開始
 - 全国で地上デジタル放送開始
 - 2011 ● 7月24日、アナログ放送を終了しデジタル放送に移行 (※)
- (※) 岩手、宮城、福島を除く

1953年

テレビ放送開始

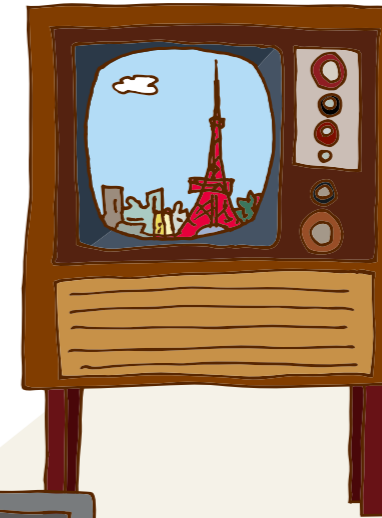
2月にはNHK、8月にはNTV(日本テレビ)がテレビ放送を開始しました。



1960年

カラー放送開始

9月、NHK、NTV、TBSなどがカラーテレビ放送を開始しました。

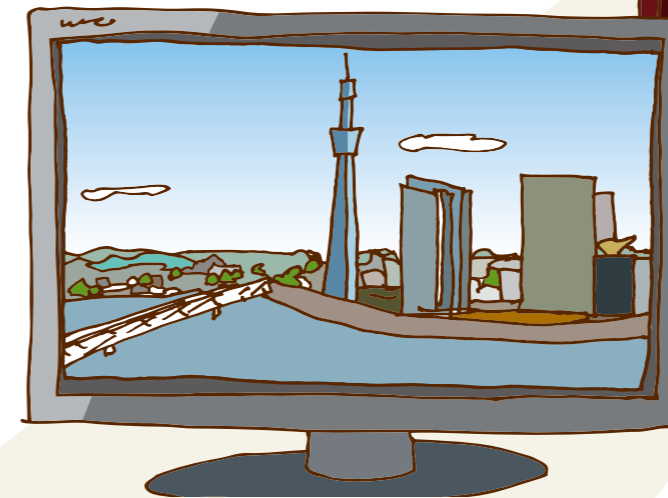


2011年

地デジ化元年

7月24日*、すべてのアナログ放送が終了、地上デジタル放送へ!

※ 岩手県、宮城県、福島県のアナログ放送終了期限は、最大1年以内で別途定めます。



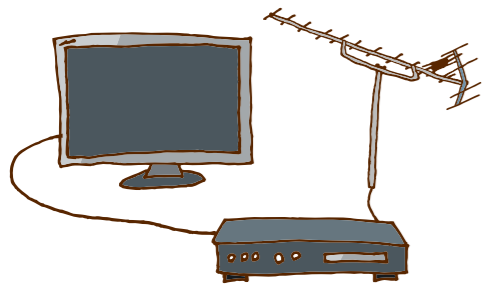
特集

テレビの歴史が変わる日、地デジの新時代へ!!

アナログ放送が終了します!

日本でテレビ放送が始まったのは、1953年のことでした。戦後、めざましい復興・復興を遂げた日本のシンボルのように、テレビは瞬間に各家庭に普及していきました。あれから約60年を経て、テレビはアナログから地上デジタルへ。

地デジチューナー支援事業を 拡充しました



総務省 地デジチューナー 支援実施センター

NHK放送受信料全額免除世帯への
支援に関するお問い合わせは
<http://www.chidejisien.jp/>

0570-033840

FAX: 044-966-8719

上記の電話番号が利用できない場合

044-969-5425

(平日9:00 ~ 21:00、

土・日・祝日 9:00 ~ 18:00)

市町村民税非課税世帯への
支援に関するお問い合わせは

<http://www.chidejisien.jp/>

0570-023724

FAX: 043-302-0284

上記の電話番号が利用できない場合

043-332-2525

(平日9:00 ~ 21:00、

土・日・祝日 9:00 ~ 18:00)

チューナー支援について

チューナー支援とは、NHKの放送受信料が免除されている世帯及び市町村民税非課税世帯に対して、アナログテレビでも地上デジタル放送が視聴できるように、地上デジタル放送対応チューナーの無償給付等を行う支援をいいます。この支援の締切りは平成23年7月24日です(岩手県、宮城県、福島県を除く)。

チューナー支援事業の拡充

東日本大震災等で被災し、NHK放送受信料が全額免除となる世帯に対して、新たにチューナー支援を行うことになりました。具体的には、災害救助法が適用された区域内において、「半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた世帯」または「避

難の勧告、指示または退去命令を継続して1カ月以上受けている世帯」を対象とします。また、支援の内容は次のとおりです。

- ①簡易なチューナー(1台)を無償給付(配送)
- ②お求めに応じてお住まいを訪問し簡易なチューナーを設置、操作方法の説明の実施
- ③必要に応じてアンテナなどの改修、または共同受信施設やケーブルテレビの必要最低限の改修経費の負担

お申込みの際には、り災証明書や被災証明書等の被災の事実を証する書類を申込書に添付する必要があります。申込書の送付依頼や詳しい支援の内容等については、総務省 地デジチューナー支援実施センターのNHK放送受信料全額免除世帯への支援に関するお問い合わせ先にご連絡ください。

全国約1600カ所で 地デジ臨時相談コーナーを 開設しました!

地デジ未対応世帯の ご相談を受け付けます!

地上アナログ放送終了に向け、地上デジタル放送に未対応の世帯から寄せられる駆込相談や直後の緊急の相談にも応じるため、デジサポ(総務省テレビ受信者支援センター)では、6月15日(水)(一部地域は6月27日(月)等)から8月26日(金)までの約2カ月間、各地の市町村役場を中心に約1600カ所(岩手県、宮城県、福島県を除く44都道府県)の「地デジ臨時相談コーナー」を設置しています。

この「地デジ臨時相談コーナー」では、地上デジタル放送に関する受信相談、各種支援制度のご案内、暫定衛星放送等のご利用申込みの支援、各都道府県のデジサポや販売店への取次ぎ等の対応サポート、さらには移動相談車(デジサポカー)を用いた移動受信相談も行います。また、相談員が不在の場合でも、各コーナーに設置する直通電話を通じて、各都道府県のデジサポと直接相談を行うだけのようにしています。「地デジ臨時相談コーナー」の具体的な設置箇所・運営時間につきましては、デジサポのホームページをご覧ください。



実際に設置されている「地デジ臨時相談コーナー」(秋田県大仙市役所神岡総合支所)。



相談員が不在の「地デジ臨時相談コーナー」。直通電話でデジサポへ問い合わせることが可能(京都府京都市中京区役所)。

なお、これまで実施してきた戸別訪問についても、活動を強化しています。地域の電器店、ケーブルテレビ事業者が「地デジサポーター」(全国約2万人登録)として、具体的な受信相談や店舗紹介等によりサポートしていますので、訪問による相談をご希望の場合は、お近くのデジサポや地デジ臨時相談コーナーへお問い合わせください。

デジサポのHP <http://digisuppo.jp/advisoryoffice/>

地デジに関する全般的なご相談は

総務省 地デジコールセンター

0570-07-0101

総務省 地デジコールセンターがお受けし、デジサポが対応します。
(平日9:00~21:00、土・日・祝日9:00~18:00)
IP電話など、ナビダイヤルがつかない場合は、03-4334-1111へ。
※おかけ間違いにはくれぐれもご注意ください。



地デジ詐欺にご注意ください!

デジサポスタッフは黄色いベストが目印!



お問い合わせ

総務省 地デジコールセンター

0570-07-0101 (平日9:00 ~ 21:00、土・日・祝日9:00 ~ 18:00)

※おかけ間違いにはくれぐれもご注意ください。

デジサポスタッフは、黄色いベスト(ユニフォーム)、腕章、身分証明書(ID)を着用。原則、突然の訪問はなく、工事代金の請求や振り込みの要請はしません。

地デジ詐欺ってどんな詐欺?
テレビの調査会社やアンテナ工事業者を装って、地上デジタル放送を受信するための費用を不正に請求したり工事の勧誘を行ったりする悪質商法です。
(※行政機関や放送局がお金を請求することはありません)

被害にあわないためには?

- 頼んでいないことに対する請求や、覚えのない請求は、はっきりと断る。
- 絶対に部屋に上がらせない。
- 訪問者の名前や連絡先などを聞いてメモし、身分証明書の提示を求める。
- 一人で判断せず、ご家族、信頼できる近くの電器店、デジサポ等に相談する。

信書はどこに出せますか？

信書を送達することができるのは、郵便事業株式会社と信書便事業者だけです。信書を正しく送るために、信書を扱うサービスについて理解をしておきましょう。

●郵便

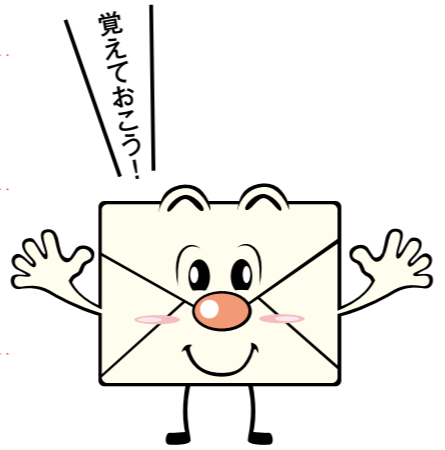
郵政民営化によって平成19年10月に誕生した「郵便事業株式会社」が提供するサービスです。

●一般信書便役務

長さ40cm、幅30cm及び3cm以下であり、重量が250g以下の信書便物を全国均一料金で、全国において引き受け、原則3日以内に送達するサービスです。

●特定信書便役務

創意工夫を凝らした多様なサービスを提供する「特定サービス型」の事業で、大型のものを送達、3時間以内の速達、高付加価値のもの送達など、特定の信書便を届けるサービスです。



特定信書便事業の役務内容

以下の3つのいずれかに該当する、特定の需要に応えるサービスを提供する事業です。

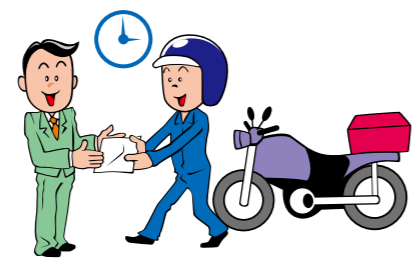
1 大型信書便サービス

長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、または重量が4kgを超える信書便物を送達するサービス



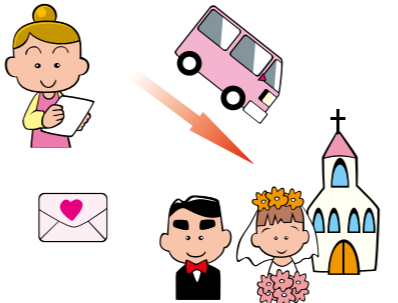
2 急送サービス

信書便物が差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するサービス



3 高付加価値サービス

その料金の額が1,000円を超える信書便物を送達するサービス



信書にあたらないもの

- 書籍の類
新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスターなど
- カタログ
通信販売のカタログなど
- 小切手の類
手形、株券など
- プリペイドカードの類
商品券、図書券など

- 乗車券の類
航空券、定期券、入場券など
- クレジットカードの類
キャッシュカード、ローンカードなど
- 会員カードの類
入会証、ポイントカード、マイレージカードなど
- ダイレクトメール
街頭配布や新聞折り込みを前提としたチラシ、店頭配布を前提としたパンフレットやリーフレットなど

信書にあたるもの

- 書状
手紙、はがきなど
- 請求書の類
納品書、領収書、見積書、願書、申込書、依頼書など
- 会議招集通知の類
結婚式等の招待状、業務を報告する文書など
- 許可書の類
免許証、認定書、表彰状など

- 証明書の類
印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写しなど
- ダイレクトメール
●文書自体に受取人が記載されている文書
●商品の購入などの利用関係、契約関係など特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文書が記載されているもの

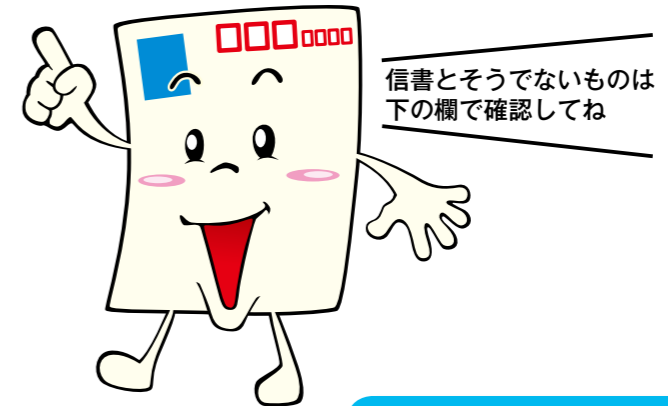
信書の正しい送り方

信書とは、何ですか？

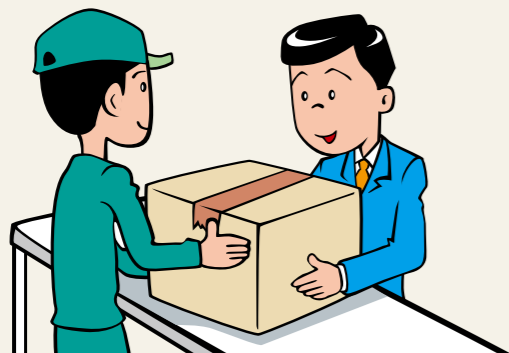
「信書」とは郵便法および信書便法によって「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と定められています。



手紙やはがきのように、ある特定の受取人に対して差出人の考えや思いを表現し、または事実を通知する文書のことです。「文書」とは、文字や記号、符号など、人の知覚で認識できる情報が記載された紙やビニール、プラスチック、木片などで、CD、DVD、フロッピーディスクなどは信書に該当しません。



特定信書便のサービスは こんなところで利用されています



一定のルートを巡回して、各地で信書便物を引き受け、配達します。
たとえば、企業において本社と支社の間を結んだり、自治体において本庁、出張所、学校、図書館などを結んだりして利用されています。

会社や自治体、
その関係先で文書などを
やりとりするときに



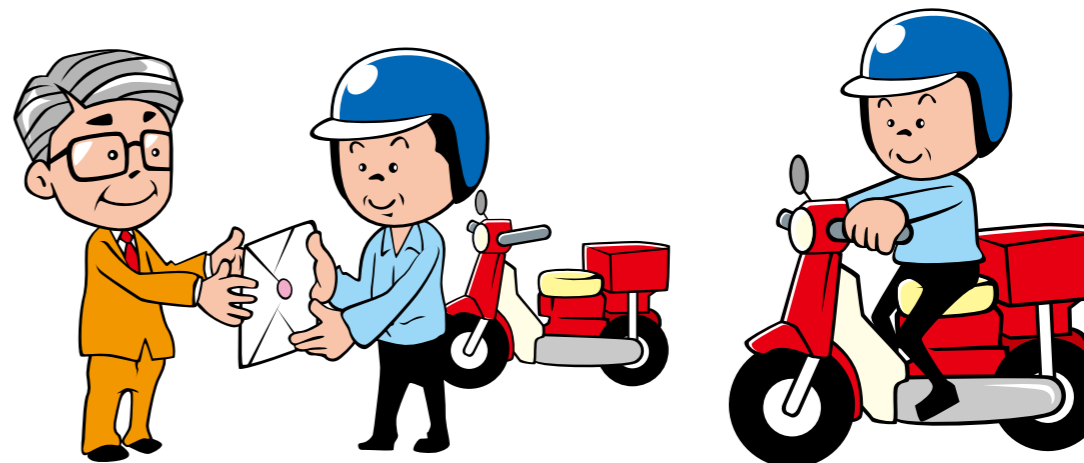
お祝い、お悔やみなどのメッセージを、インターネット、電話FAXで受け付け、配達先に近い地域でメッセージカードを印刷し、そのカードを、装飾が施された台紙やぬいぐるみなどといった品物とともに配達します。

個人から個人へ
メッセージカードを
送るときに

信書は宅配便やメール便では送れません!

信書の送達事業は、130年以上もの間、郵便事業として国が独占して行ってきました。これが、平成15年4月の郵政事業の公社化にあわせて施行された「信書便法」により、民間の事業者が参入できるようになりました。

なお、法律により、信書を宅配便やメール便で送ることは禁止されています。



そのほか信書便約款の認可には「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと」などの基準が設けられています。
参入事業者数は、平成15年の制度開始から毎年着実に増加し、現在、全国で許可されている特定信書便事業者の数は346（平成23年3月末日現在）です。

③ 事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

② 事業の遂行上、適切な計画を有するものであること。
① 事業計画が信書便物の秘密を保護するために適切なものであること。

特定信書便事業は、
許可制です

信書便事業への参入状況

●類型別

一般信書便事業	特定信書便事業
0	346

●サービス種類別

大型信書便サービス	295
急送サービス	120
高付加価値サービス	192
計	607

(注) 複数のサービスを提供する事業者があるため、
類型別とサービス種類別の数は一致しない。

特定信書便マークの制定

総務省では、特定信書便事業者からの要望を受け、平成22年3月に「特定信書便マーク」を制定しました。平和の象徴であるハトが「信書」を運ぶ姿を



圖案化し、古代から通信を担ってきた伝書鳩が信書を安全・確実に送り届けることを表現しています。「希望」「冷静」をイメージさせるブルーを背景に、リボン付きの信書を大切な相手に向けて無事に届ける願いを込めています。

これは信書かしら?

これは信書として送るもの?
この事業者は特定信書便事業者かしら?
総務省では「信書」や事業者に関する詳しい情報を
下記ホームページでご紹介しています。

http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html

「ご存知ですか？ 恩給のこと」 「恩給は、日本最初の年金制度です」

恩給制度とは？

恩給は、明治8年に陸軍軍人を対象として発足した、我が国で最も古い年金制度です。

- ・公務員が相当年限忠実に勤務して退職した場合
- ・公務だけがをしたり病気にかけたり退職した場合
- ・公務のために死亡した場合

以上において、国が公務員との特別な関係に基づき、使用者として公務員またはその遺族に給付するものです。また、公務員の退職後や公務員死亡後の遺族の方の生活の支えとなるもので、いわゆる国家補償の性格を有するものです。

受給者の大部分は、先の大

恩給はどんな人がもらえるのですか？

恩給は、公務員またはその遺族を対象とした年金制度ですが、共済組合制度（昭和34年・国家公務員、昭和31年・公共企業体職員、昭和37年・地方公務員）に移行した後に退職した人は、それぞれの共済組合から年金を受けることになりましたので、現在恩給

戦において生命を捧げて国に尽くされた方々（戦没者遺族、傷痍軍人及びその遺族、退職軍人及びその遺族）となっており、これらの方々に、国としては誠意を持って処遇に当たる責任があると考えています。

を受けられるのは、共済組合制度に移行する前に退職した公務員（教育職員や警察監獄職員等）や旧軍人、そしてその遺族です。



恩給制度の歴史

- 明治8年 (1875年) 陸軍(4月)、海軍(8月)の恩給制度発足
- 明治17年 (1884年) 文官の恩給制度発足
- 大正12年 (1923年) 現行「恩給法」制定(10月1日施行) 公務員種別による個別の恩給制度を整理・統合
- 昭和8年 (1933年) 緊縮財政を背景とする大改正(最短恩給年限の延長等)
- 昭和21年 (1946年) 連合国最高司令官の指令により、重症者に係る傷病恩給を除き、旧軍人の恩給廃止(勅令第68号)
- 昭和28年 (1953年) 旧軍人の恩給復活(法律第155号)
- 昭和34年 (1959年) 国家公務員共済組合法施行。公務員の年金制度は恩給から共済年金に移行(旧公共企業体職員は昭和31年、地方公務員は昭和37年から)
- 昭和41年 (1966年) 長期在職者に係る最低保障制度創設

東日本大震災で被災された恩給受給者の皆さまへの取組

東日本大震災で被災された皆さま方には心よりお見舞い申し上げます。被災された恩給受給者の皆さまのために、総務省人事・恩給局では、以下のような取組を行っています。

● 受け取り場所について

被災地域にお住まいの現金払いの受給者の方について、ご指定いただいた郵便局以外の郵便局・ゆうちょ銀行でも恩給をお受け取りいただけるようにしました。(平成23年7月11日まで)

● 年金恩給等送金通知書や恩給証書を無くされた場合

被災地域にお住まいの現金払いの受給者の方について、年金恩給等送金通知書や恩給証書を無くされた場合でも、郵便局・ゆうちょ銀行窓口での本人確認手続を経て恩給をお受け取りいただけるようにしました。

● 「支給状態証明書」の発行、「恩給証書」の再発行

日本政策金融公庫の恩給担保貸付に必要となる「支給状態証明書」の発行及び「恩給証書」の再発行の手続について、被災地域に所在する同公庫の支店窓口で申請の受付を行い、同公庫と人事・恩給局の間で早急に処理することにより、恩給担保貸付手続の迅速化を図ることとしました。

これらに関するご質問のほか、恩給の受給に関してご不明の点がございましたら、以下の相談窓口へご連絡ください。メールや手紙でのご相談も受け付けております。

恩給相談専用ダイヤル

☎03-5273-1400

恩給相談メールアドレス

onkyusoudan@soumu.go.jp

連絡先

〒160-8022 東京都新宿区若松町19-1
総務省人事・恩給局



平成23年度行政評価等 プログラムを決定しました！

行政評価等 プログラムとは？

総務省は、行政評価局の業務を重点的かつ計画的に実施するため、平成23年度行政評価等プログラムを決定しました。

行政評価等プログラムは、行政評価局の中期的な業務運営方針として毎年度定め、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っています。

特に今回は、3月11日に発生した東日本大震災の影響を踏まえた喫緊の対応を盛り込んだものとなっています（下図Ⅰ）。

今回のプログラムの ポイント

東日本大震災の状況を踏まえた当面の対応方針としては、本省及び全地方局所の人的資源を最大限動員して体制を強化し、被災者からの各種相談、問合せ等に迅速かつ的確に対応します。また、被災者・被災地等の苦情・要望をよく聴き、行政相談を端緒に行政評価局調査機能を活用して、関連した制度・運営の改善につなげていきます。

さらに、昨年度のプログラムに盛り込まれた「行政評価機能の抜本的強化方策」も引き続き推進していくこととしています。

平成23年度においても、国民に信頼される質の高い行政の実現を目指し、「政策評価推進機能」「行政評価局調査機能」「行政相談機能」「独立行政法人評価機能」を通じ、いわば政府のレビュー機能として、聖域なく行政運営の見直しに取り組んでいきます（下図Ⅱ）。

東日本大震災の状況を 踏まえた当面の対応方針

1 行政相談による対応

被災地等における、各種相談、問合せ等に迅速かつ的確に対応

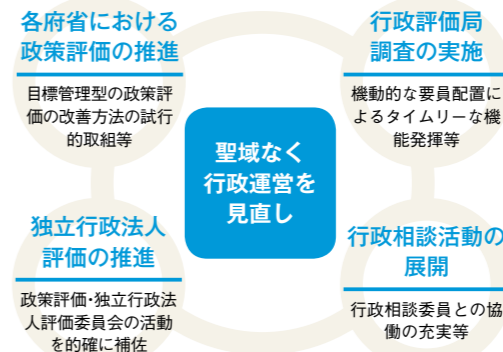
震災行政相談専用フリーダイヤルや特別行政相談窓口の開設状況は総務省のホームページに掲載

<http://www.soumu.go.jp/shinsai/index.html>

2 行政評価局調査による対応

震災対応に係る各府省等の取組方針や動向について、常時監視活動を行い、必要に応じて行政相談も端緒としつつ、機動的に対応

行政評価機能の抜本的強化 方策を踏まえた業務運営方針



平成23年度新規着手テーマ

行政評価局調査の実施にあたっては、震災対応に係る各府省等の取組方針や動向について、常時監視活動を行いつつ、内閣の重要課題に係る調査を機動的かつ重点的に実施します。

自殺予防対策に関する 行政評価・監視

我が国の自殺者数は年間2万3千人を超え、自殺死亡率は世界6位と主要国の中では高い水準にあります。こうした状況の中、政府は自殺対策基本法に基づき、様々な自殺予防対策を推進してきました。しかしながら、地域の状況に応じた具体的な対策への国の支援が不十分、対策に係る施策が行き届かず自殺に至る者も相当数に及ぶといった課題があるとされています。このため、自殺の実態等の把握状況や自殺予防対策に係る施策の実施状況などについて調査します。

国等から補助・委託等を受けている公益法人（指定法人等）に関する調査

行政からの支出または権限の付与により実施している政府関連公益法人の事務・事業については、国民的な視点からの徹底的な見直しを行うこととされています。また、東日本大震災の復興支援等の円滑な実施や財源の寄与という点からも、引き続き、政府関連法人の事務・事業の徹底的な見直しに取り組んでいくことが重要となっています。このため、国等から補助金等を受けている公益法人における補助金等の執行状況や国等と公益法人の契約の締結状況などについて調査します。

医薬品（新薬・ジェネリック）の普及・安全等に関する行政評価・監視

医薬品については、研究開発の段階を完了した薬剤（新薬）が市場に供給されるまでの期間が長いドラッグ・ラグや、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及の低迷、副作用報告の増加などの課題があるとされています。このため、ドラッグ・ラグの解消に関する施策、後発医薬品の普及に関する施策、医薬品の副作用対策の実施状況などについて調査します。

ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価 —仕事と子育ての両立支援策を中心として—

ワーク・ライフ・バランスの推進のために、官民が一体となって多様な子育て支援などに取り組んでいます。その中でも特に、男性やパートタイム労働者の育児休業の取得については、推進するための条件整備が行われていますが、十分に達成できているとは言えない状況です。このため、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する施策のうち、特に仕事と子育ての両立支援に係る施策等がどのように効果を発揮しているかなどについて調査します。

高齢者対策に関する行政評価・監視 —高齢者の孤立化防止、生活困難問題、安否確認等を中心として—

地域で孤立するおそれがある高齢者世帯などが増加しているほか、生活保護受給世帯に占める高齢者世帯の割合から一定の高齢者世帯は生活が困難な状況にあるとみられています。このため、孤立化し生活困難な高齢者の把握状況や孤立化した高齢者への支援対策の実施状況などについて調査します。

外国人の受入れ対策（外国人労働者等）に関する行政評価・監視

外国人の受入れについては、新たな在留管理制度や研修・技能実習制度の見直し等の取組が進められています。また、EPA（経済連携協定）に基づく看護師・介護福祉士の候補者の受入れも開始していますが、国家試験の合格者数や受入れ施設が少ないことが課題となっています。このため、外国人の研修・技能実習制度の適正化対策の実施状況や、EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士の受入れ状況などについて調査します。

農地の保全及び有効利用に関する 行政評価・監視

農地については、農業従事者の減少・高齢化による耕作放棄地の増加や農地の分散により集積が容易でないことなどが問題として指摘されています。また、農地の転用規制については、見直しが行われた一方で、その事務が適切に行われていない現状がみられます。このため、農地の利用集積対策や耕作放棄地対策の実施状況、農地転用規制の事務の運用状況などについて調査します。



全国各地で開催された 情報通信月間のイベントを紹介します

情報通信月間（5月15日～6月15日）は、情報通信の制度改革を機に、情報通信の普及・振興を図ることを目的として、昭和60年（1985年）に設けられ、今回で27回目を迎えます。

本年度の情報通信月間では、「デジタルと光がむすぶ、みんなのきずな」をテーマに、全国各地で情報通信に関する様々な行事を開催しており、それら行事を通して、情報通信の発展が人々の利便性を高め、経済発展に寄与すること等について、国民の皆さまのご理解を求めていきたいと考えています。

信越地区

SHINETSU

にいがた流 健幸生活の秘策とは？ ～地域ICT利活用セミナー～

■開催日：5月19日（木）
■場所：新潟市音楽文化会館ホール
（新潟県新潟市）

信越総合通信局、新潟市及び信越情報通信懇談会の共催により開催された本セミナーでは、新潟市、三条市及び見附市の3市で健康づくり施策のデータなどを共有する「健康クラウドシステム」の構築など、「ライフスタイル健康づくりプロジェクト」における先進事例が紹介されました。健康づくりの秘訣については、第二代新潟県元気大使「ケースーズ」による笑いを交えた楽しいコメントで紹介され、参加者には、歩数計、エアロバイクなどを実際に使用して体年齢チェックを体験してもらいました。



セミナーの様



体年齢チェックの様子



第二代新潟県元気大使「ケースーズ」によるコン

沖縄地区

OKINAWA

地デジ完全移行 周知イベント in 那覇ハーリー

■期間：5月3日（火）～5日（木）
■場所：那覇港新港ふ頭
（沖縄県那覇市）



「地デジで元気！劇場」の様

沖縄総合通信事務所では、沖縄地上デジタル放送推進協議会等との共催により、「日本全国、地デジで元気！」第37回那覇ハーリー会場において、地デジ受信相談所の開設やステージアトラクションによる地デジ完全移行周知広報活動を実施しました。



地上デジタル完全移行への呼びかけ

沖縄の地デジCM出演者による「日本全国、地デジで元気！」劇場や、「地デジ芸人」の「a and tomo」、「地デジ元気！娘」の「村井まり」さん、地デジ推進大使らによる「日本全国、地デジで元気！」in 那覇ハーリー」のステージが行われ、多くの観客がつけかけ大盛況でした。



地デジ受信相談の様子

東海地区

TOUKAI

玉城町 オンデマンドバスシステム 視察会

■開催日：6月9日（木）
■場所：玉城町保健福祉会館
（三重県度会郡）

東海総合通信局と東海情報通信懇談会は、「ICTを利活用した安心・元気な町づくり事業」として、玉城町が高齢者等の外出支援のために構築したオンデマンドバスシステムの視察会を開催しました。自治体などからの参加者は、オペレーションセンターなどを視察し、担当者の説明に熱心に質問するなど関心の高さがうかがえました。



オペレーションセンターの様子



オンデマンドバスシステム視察の様

インターネットや携帯電話の正しい知識を学びましょう！

子どもに迫る4つのネット危機

今や私たちの日常生活やビジネスに欠かせないコミュニケーションツールであるインターネットや携帯電話。近年は子どもたちが容易にインターネットや携帯電話を使える環境も整っています。

また、幼稚園や学校からの連絡事項もインターネットや携帯電話を通じて行われたり、携帯電話を持った子どもが改札を通ると自動的に自宅にメールで知らせてくれるサービスなどもあります。

このように子どもたちにとってインターネットや携帯電話は、生まれた時から身近

にある便利なツールとしての認識が強くなり、それだけに大人より警戒心もなく、使う上での判断力やモラルの準備が整わないうちに、安易にネットの世界に足を踏み入れてしまいがちです。そのため、ケータイ依存やネットいじめ、ネット詐欺などのトラブルも多発しています。

夏休みは特に開放的な気持ちになり、行動範囲も広がり、ネットの誘惑にも引かれがちです。子どもたちを守り導くためにも、保護者や教職員の方々がインターネットや携帯電話の安心・安全な利用方法について学ぶ必要があります。

夏休み！子どもがネットを使う前に伝えておきたい4つのネット危機

①ケータイ依存

携帯電話でのメールの送受信は、手軽に行えることから、常に友だちであることを確認するために多くなりがちです。また、オンラインゲームを一日に何時間もやっていたり、サイトを長時間閲覧したりしていると危険信号です。

②ネットいじめ

携帯電話を介したネットいじめは、被害が拡大しやすく、見られたくない画像も同時に流布されたりして被害者の子どもの精神的被害は甚大になります。不登校、転校、果ては自殺にまで至ってしまうこともあります。

③ネット誘引

インターネットを介したコミュニケーションの醍醐味は、今まで知らなかった多くの人との共通の趣味や関心について会話ができることです。しかし、その反面で、実際に会うように誘いかける悪意ある大人も多いので注意が必要です。

④ネット詐欺

インターネット上には、金儲けをたくらんで、クレジットカード情報を盗み出したり、架空の請求書を送りつけてお金を振り込ませたり、さらには、ねずみ講や悪徳マルチ商法の手口でお金をだまし取ろうとする悪意ある大人がいます。



e-ネットキャラバンとは？

e-ネットキャラバンとは、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用のために、総務省や文部科学省、通信事業者等が連携し、講師を派遣する出前講座であり、全国規模で行っています。

これまでは、主に保護者や教職員向けの出前講座でしたが、今年度は、子どもを対象とした講座も実施します。

講演内容はケータイ依存、ネットいじめ、ネット誘引、ネット詐欺の実態や対処方法などで1〜2時間程度行います。講師の派遣にともなう謝礼や交通費は無料ですので、PTAの会合や教職員の研修会、勉強会などにぜひご活用ください。



子どもを対象とした講座を開講中！

e-ネットキャラバンで子どもと一緒に学びませんか？

インターネットや携帯電話を安心して使うためのノウハウや情報を子どもといっしょに学び、身につけていきましょう。

対象者	保護者・教職員等 要望があれば児童生徒も対象
協力団体	通信事業者等民間団体199社、公益法人11団体、政府・自治体2省・17団体、その他38団体
講師	認定講師1,543名
開始年度	平成18年4月から実施
実施件数	3,931件
事務局	財団法人マルチメディア振興センター

(平成23年3月末現在)



お申込みは

<http://www.e-netcaravan.jp>
電話: 03-5403-1090
FAX: 03-5403-1092

インターネットトラブル事例集

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

保護者と子どもと一緒に誓う7つの約束

①大人も子どももルールやマナーを守ります

大人もインターネットと携帯電話の活用に関するルールやマナーを守ります。

②ネットで知り合った人とは会いません

子どもには、ネットで知り合った人と会わせないようにします。

③家庭のルールを作ります

子どもと一緒に、安全なネットライフのための家庭のルールを作り、守ります。

④いじめはしません、見逃しません

ケータイいじめは絶対にさせません、見逃しません。

⑤トラブルは大人に相談します

インターネットや携帯電話のトラブルは、一人で悩まないで大人に相談するように日頃から話しておきます。

⑥加害者にも被害者にもなりません

子どもをネット上の加害者にも被害者にもならないように、家庭での予防教育に力を注ぎます。

⑦大人の携帯電話を勝手に使いません

子どもが大人の携帯電話を勝手に使わないように十分注意します。

荒尾市

コミュニティの絆で地域再生！

「炭鉱のまち」から「有明の快適都市」へ

有明海に面した「元」炭鉱のまち。

ここでは、地域コミュニティの強い絆を原動力に、

「誰もが住みやすいまち」への再生を目指した取組が進められています。

撮影：宇賀神善之 写真提供：荒尾市

小岱山から荒尾市を一望。奥に広がるのは有明海。干潮時には約188km²もの広大な干潟を形成し、マジャクや足長ダコなど、珍しい魚介類の宝庫となっている。渡り鳥の飛来地としても有名。

荒尾市



CITY PROFILE

人口：56,068人 (平成23年5月31日現在)

面積：57.15km²

HP: <http://www.city.arago.lg.jp/>

熊本県

中国の「革命の父」と呼ばれる孫文の活動を支援した宮崎4兄弟の生家。今年は中国辛亥革命100周年にあたり、市を挙げた記念事業を計画している。



企業誘致が進む水野北工業団地は、すべてのエリアで分譲済。隣接する荒尾産業団地も3区画を残すのみとなっている。

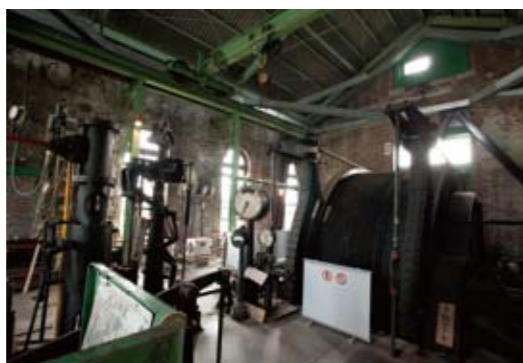


これから企業誘致を進めていく予定の大島適地。三池港に隣接した好立地で、先端技術産業の集積地としてアピール中。

市や熊本市にもアクセスがよい地の利に加え、重要港湾・三池港から東アジアを中心とした世界各地へ向けた国際的物流に対応できるのが、荒尾市の強みです。そこで、自動車関連産業などの製造業や、太陽光発電をはじめとする先端技術産業などを中心に誘致活動を行ってきました。現在

までに15企業が荒尾市に新たな拠点を作り、新規雇用を創出しています。しかし景気の低迷もあり、まだ基幹となる産業の創出には至っていないのが現状です。そこで、地域資源を生かした新たな地場産業の創出が、荒尾市再生の「カギ」となっています。

左/かつて日本近代化の礎を築いた大規模炭鉱・三池炭鉱の坑口の一つである万田坑。炭鉱遺跡としては唯一、国の史跡に指定されている。現在、世界遺産への登録を目指している。右/明治42年に建設された万田坑の第二堅坑巻揚機室。平成9年の閉山時まで、その機能が維持されていた。



歴史のうつりかわりを映す炭鉱のまち

熊本県の西北端、北は福岡県大牟田市と隣接し、西に広大な干潟をもつ有明海を隔てて長崎県、佐賀県を望む、熊本県荒尾市。年間平均気温16・6度の温暖な気候とアツプダウンの少ないなどらかな地形をもち、静かで穏やかな住環境を築いています。かつての荒尾市は、三池

炭鉱のお膝元として栄えた「炭鉱のまち」でした。しかし、石炭から石油へのエネルギー資源の転換により、石炭産業は衰退の一途をたどり、平成9年にはついに炭鉱閉山に追いこまれました。基幹産業が失われて若者を中心とした労働力が流出。最盛期は6万7千人を超えた人口も、現在は5万5千人前後で推移しています。特に、市外への通勤・通学による昼間人口

の減少は地域経済を停滞させ、目下の大きな課題となっています。

新たな雇用創出を 目指して

そこで、地域の経済問題を打開する新たな基幹産業を作るべく、平成18年に「荒尾カートピア構想推進プロジェクト」を立ち上げ、成長性のある産業分野の企業育成に取り組んでいます。九州の主要都市である福岡

荒尾市の花である梨の花。毎年春には、なだらかな丘陵地帯に広がる梨園が、一面白い花の絨毯で彩られる。



再生パワーは地域の絆



企業組合中央青空企画の代表理事・弥山雄一郎さん（右）と清田聡さん（左）。ワインづくりも6年目を迎え、荒尾の新たな特産品として認知が広がってきた。「気軽に楽しく飲んでもらいたい」と弥山さん。

地方力 その1

地元住民に愛される、地元住民のための小さなお店 徒歩圏内マーケットで地域再生!

中央商店街の一角でひときにぎわう小さな商店。それは農産物直売施設とワイナリーを併設した「青空まちなか研究室・青研」です。設立のきっかけは、中央商店街の店主5人が、市が進める地域再生事業の一つとして「ワインづくり」を持ちかけられたことでした。寂れていく商店街の先行きに危機感を持っていた5人は、平成17年、新たなビジネスモデル構築のため、空き店舗を活用してゼロから醸造免許取得の準備をスタート。その際、準備資金を捻出するために始めたのが、地元農産物の直売です。

「車のないお年寄りにとって、徒歩圏内の商店街の衰退は死活問題。新鮮な野菜が買えると喜んでもらっています。」



古民家を活用した花屋「花STAGE」も地域再生事業による店舗。子育てサークルの開催など、地域のコミュニティサロンの役割も果たしている。



市が主催する起業塾の受講を機に、脱サラして「自家焙煎 珈琲の木」を創業した浜田和男さん。地産地消による地域再生プロジェクト商品なども開発している。



左/青研では、約80人の地元農家と提携し、地場農産物の直売を行っている。今年4月からは、農産物や日用品の宅配サービスもスタート。下/日本一小さな「青空ワイナリー」で作られた「荒尾乃葡萄酒」には、商店街の有志5人の荒尾愛が詰まっている。



地方力 その2

子どもたちの未来に活気あるまちづくりを! 「2030あらか有明優都 戦略プロジェクト」

石炭関連産業の衰退によって失われた地域の活力を、今の子どもたちがまちの中心となって活躍するであろう2030年までに取り戻すべく、平成18年に立ち上げられたのが「2030あらか有明優都戦略プロジェクト」です。荒尾市の目指すまちづくりは、4つの柱で成り立っています。産業の再生と創出を図る「産業優都」、教育環境の整備や健康、福祉の充実を

図る「市民優都」、自然と調和した住みよいまちづくりを目指す「生活優都」、そして観光や文化、スポーツを通じて地域間交流を促進する「交流優都」です。これらを達成するために、市民や民間団体、行政が協働して事業を展開し、将来的に有明地域で「優都」となるよう、荒尾市の新たな魅力づくりに取り組んでいます。昨年までに34事業が承認され、20事業が実施されています。



「音と光の祭典IN宮崎兄弟生家」(一小校区元気づくり委員会)。廃油ろうそくの灯りの中、環境問題について考え、宮崎4兄弟をしのぶ。毎年500人以上が訪れる一大イベントに成長。



カブトムシの配布(清里元気づくり会)。元気づくり会で飼育してきたカブトムシを保育園児に配布。カブトムシとのふれあいを通じ、自然に親しむ心を育てている。



市内の菓子組合有志による「荒尾一心会」が開発した創作菓子「荒尾かぶれ」。特産品の「梨」などの地域資源を活用している。



左/休日になると人気テーマパークへ向かう車で混雑する幹線道路沿いに花を植える親子。荒尾市を訪れる観光客をたくさんの花で歓迎する。右/子どもの健全育成と地域交流を図るラグビー教室。ラグビー全国大会出場常連校の荒尾高校ラグビー部員たちが小学生を熱心に指導している。

地方力 その3

地域密着の身近なまちづくり 「地域元気づくり事業」

時代とともに地域の人と人とのつながりが薄れ、ますます地域の元気が失われていく危機にあった荒尾市。そこで、地域コミュニティ再強化を図るため、より生活に密着した小学校区単位での地域の魅力づくりや課題解決などの地域推進活動に率先して取り組む「地域元気づくり事業」を平成16年から実施しています。「元気づくり」の活動は、盆踊り大会や健康セミナーな

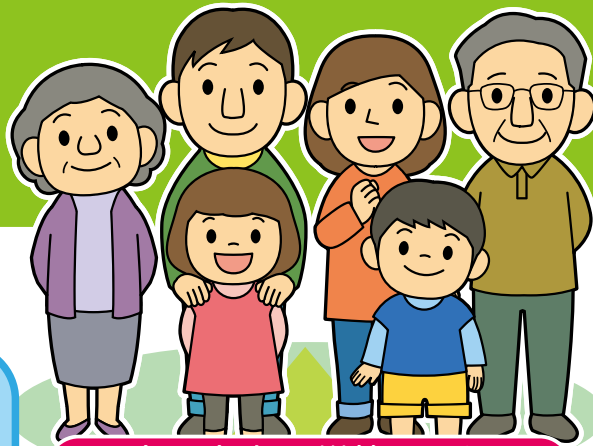
ど「地域住民間の交流」を目的としたもの、通学路のパトロールや子ども消防団など「地域の安心・安全」を目的としたもの、遊休農地の活用や河川の清掃など「自然環境の保全」を目的としたもの、伝統行事の継承や名所旧跡を生かしたイベントなど「地域資源の活用」を目的としたものなどがあり、各地域住民と行政が一体となって盛り上げています。

避難されている皆様へのお願い 避難先をお知らせください。

避難先の市区町村へ、ご自身の情報をご提供ください。
避難前にお住まいの県や市区町村から、
様々なお知らせをお届けできます。

全国の
市区町村にて
受付中

皆様に大切な
お知らせを
届けます。



提供して いただく情報

避難先市区町村へ情報提供

- 氏名 ●生年月日
- 性別
- 避難前の住所
- 避難先
(避難所、個人宅等)の情報

東日本大震災等により
避難されている皆様



避難されている皆様が 受けられる情報

- 税や保険料の減免、猶予、
期限延長等のお知らせ
- 見舞金等の各種給付のご連絡
- 国民健康保険証の再発行の
お知らせ

など

全国避難者 情報システム



避難先の市区町村



避難前にお住まいの市区町村

避難先の都道府県

市区町村から提供された情報をさら
に集約、整理して避難元の市区町村
と情報を共有します。



総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

ご協力をお願いいたします。

個人宅等、避難所以外の場所に避難されている方々へもお知らせする必要があるため、お知り合いなどを通じて広くお伝えしていただくよう、ご協力ください。